

人口構造の変化等が消防救急体制に与える影響及び対応

消防庁

変化・多様化する災害及び社会全体の変化への対応

変化・多様化する災害

- 風水害の多発化、大規模化、激甚化
- 大雨発生数の増加
- 台風の進路等の変化
- 各地で地震発生
- 火山噴火の懸念
- 火災の多様化
- 社会資本・危険物施設の老朽化

求められる消防救急体制

- 消防の広域化の推進
- 消防の相互応援の推進
- 地域防災力の中核となる消防団の充実・強化

社会全体の変化

- **人口減少・少子高齢化**
 - ・管轄人口の減少による小規模な本部の増加、救急需要の増大
- **地方部の過疎化・空洞化・高齢化と都市への人口集中**
 - ・消防機関の住民サービスの低下（経験不足・資機材不足等）
- **雇用者人口の増加**
 - ・平日昼間の不在者増加→地域防災の維持が課題
- 様々な分野における女性の活躍
- 災害に対する人々の意識
- 企業における防災の取組と地域
- 最先端新技術の活用（AI・VR・IoT・ロボット技術・ビッグデータ等）
- 各国でテロ等発生
- 大規模イベントの開催

消防制度の概要

消防の任務

- 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。（消防組織法第1条）

市町村消防の原則

- 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。（消防組織法第6条）

【常備消防】

常備化率は市町村数で98.3%。
人口の99.9%は常備消防によってカバーされている。

市町村長

【非常備消防】

平成30年4月1日現在
全国すべての市町村におかれている。

消防本部

728本部
平成30年4月1日現在

- 消防組織法に基づき、各市町村又は複数市町村で構成される一部事務組合等が設ける
- 市町村の消防事務を統轄する

消防署

1,718署
※平成29年4月1日現在

- 人口規模等に応じ、消防本部のもとに設置
- 火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助、災害の防除等消防防災活動の第一線を担う

出張所

3,111所
※平成29年4月1日現在

- 消防署のもとに、より小規模な出張所が設けられることがある

※全国の消防職員数 163,814人
(うち消防吏員数 162,375人)
(うち常勤の一般職の地方公務員 1,439人)

※平成29年4月1日現在

消防団

2,209団

- 消防組織法に基づき、市町村ごとに設けられる
- 火災の警戒、鎮圧、災害の防除等の活動を行う

分団

22,314分団

- 市町村の条例等により市町村内の地域ごとに設けられることが多い

※全国の消防団員 843,661人

- 地方公務員法上の地方公務員（非常勤特別職）
- 消防団員は、通常、各自の職業に就きながら平時の予防・防災活動や災害時の消防防災活動に従事

市町村の消防の広域化

広域化の経緯

- 平成6年以降、通知により広域化を推進。
- 平成18年、「市町村の消防の広域化」を法律（消防組織法）に位置付け。
→ 法改正後、これまで、二期10年以上にわたり広域化を推進。
- 三期目となる平成30年度～平成35年度においても、引き続き広域化を推進。

広域化の実績・現状

【実績】

- 法改正以降、52地域で広域化が実現※
それに伴い、消防本部数も減少。
（消防吏員50人以下の本部が大幅減）
※平成30年4月1日時点

【参考】大規模な広域化の例

- ① 奈良県広域消防組合（管轄人口約91万人）→ほぼ全県1区
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化
- ② とかち広域消防事務組合（北海道・管轄人口約35万人）
→管轄面積日本最大（10,828km²=岐阜県とほぼ同面積）
平成28年4月1日に6消防本部（19市町村）が広域化

【現状】

- 一方、小規模な本部は未だ多数存在
- 施設・整備や消防体制の更なる充実強化が必要（特に小規模本部）

規模別の消防本部数及び減少数

本部規模	本部数	割合	減少数 (H30←H18)	減少割合
全消防本部	728	-	▲83	▲10%
うち 管轄人口10万人未満	431	6割	▲61	▲12%
消防吏員100人以下	283	4割	▲85	▲23%
消防吏員50人以下	73	1割	▲46	▲39%

管轄人口及び消防吏員数は平成29年消防現況調査より算出

規模別の消防施設等整備率

（単位：％）

本部規模	ポンプ	はしご	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	職員
全体	98.9	86.4	85.7	94.3	91.2	73.5	77.4
大規模	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
小規模	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1

大規模＝所管人口30万人以上、小規模＝10万人未満

広域化のメリット

- 初動の消防力の充実、現場到着時間の短縮、高度な消防設備等の整備。

消防における応援

応援の内容

救急・消火・救助等において、管轄消防本部のみでは対応が困難な場合や、隣接本部の方が迅速に対応できる場合等（高速道路での対応等）に、他の消防本部からの応援を受けるもの。

根拠法令

消防組織法

第39条第1項 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

同条 第2項 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

相互応援協定の一般的な内容

実施区域、対象災害、応援要請の方法、費用負担などを規定。

相互応援協定の締結状況

- 全ての都道府県において、都道府県内の全ての消防本部が参加した消防相互応援協定を締結。
- 都道府県外消防本部と隣接する379消防本部のうち、312本部が、都道府県外の隣接する消防本部と応援協定を締結。
- 都道府県外消防本部と隣接する379消防本部のうち、17本部が、都道府県外かつ隣接しない消防本部と応援協定を締結。

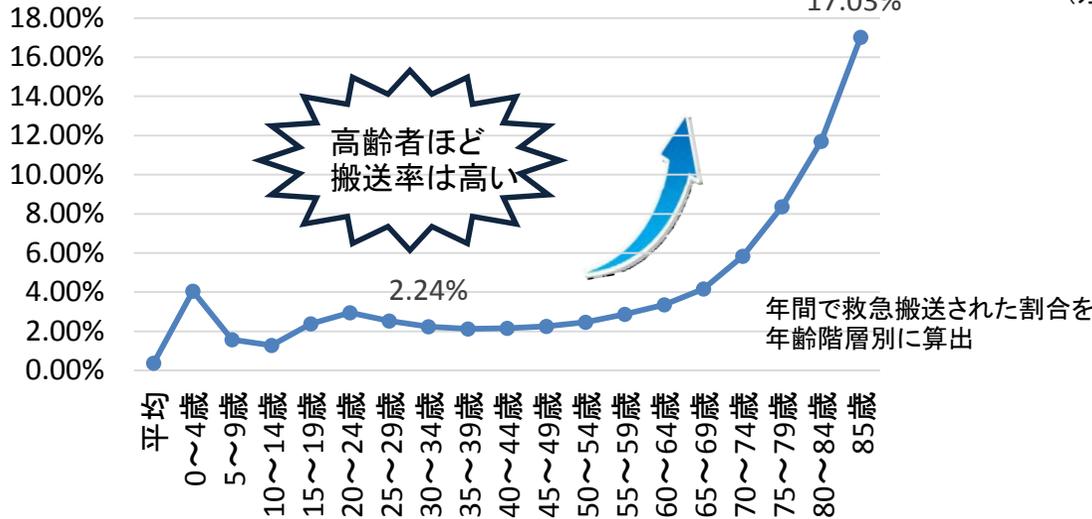
その他：緊急消防援助隊について

- 近隣の消防本部からの応援だけでは対応できない大規模な災害が発生した際、全国の消防機関による援助体制。
- 消防庁長官の求め又は指示により出動。
- 全国に約6,000隊あり、最近では平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震で活躍。

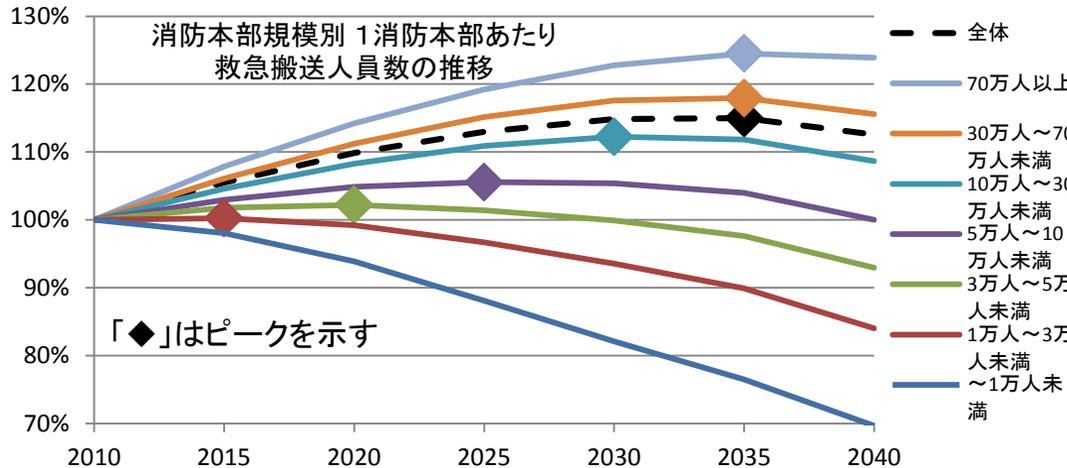
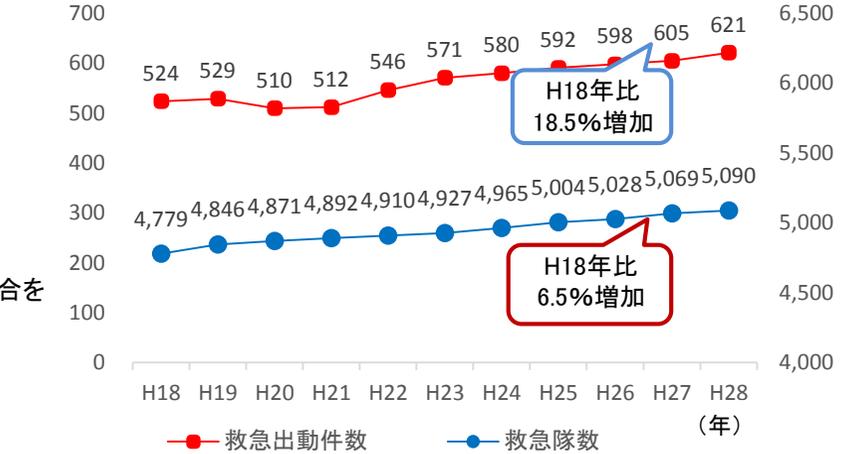
救急業務における課題

- 高齢化の進展等を背景とした救急出動件数の増加と比較して、救急隊数は増加していない
- 病院収容所要時間・現場到着所要時間ともに延伸

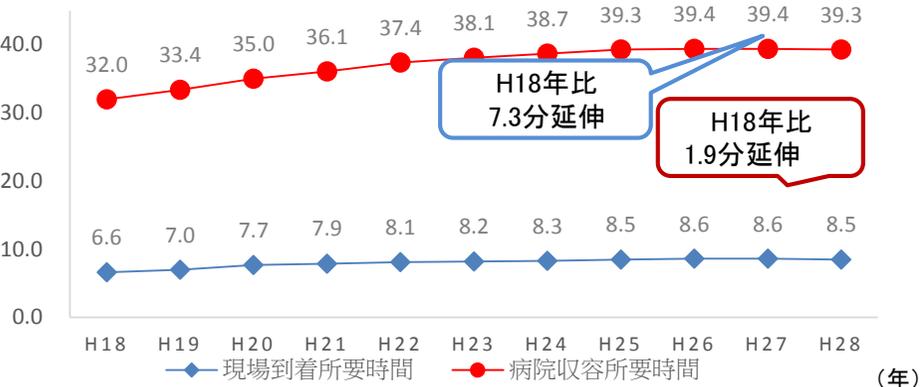
年齢階層別 搬送割合



救急出動件数と救急隊数の推移



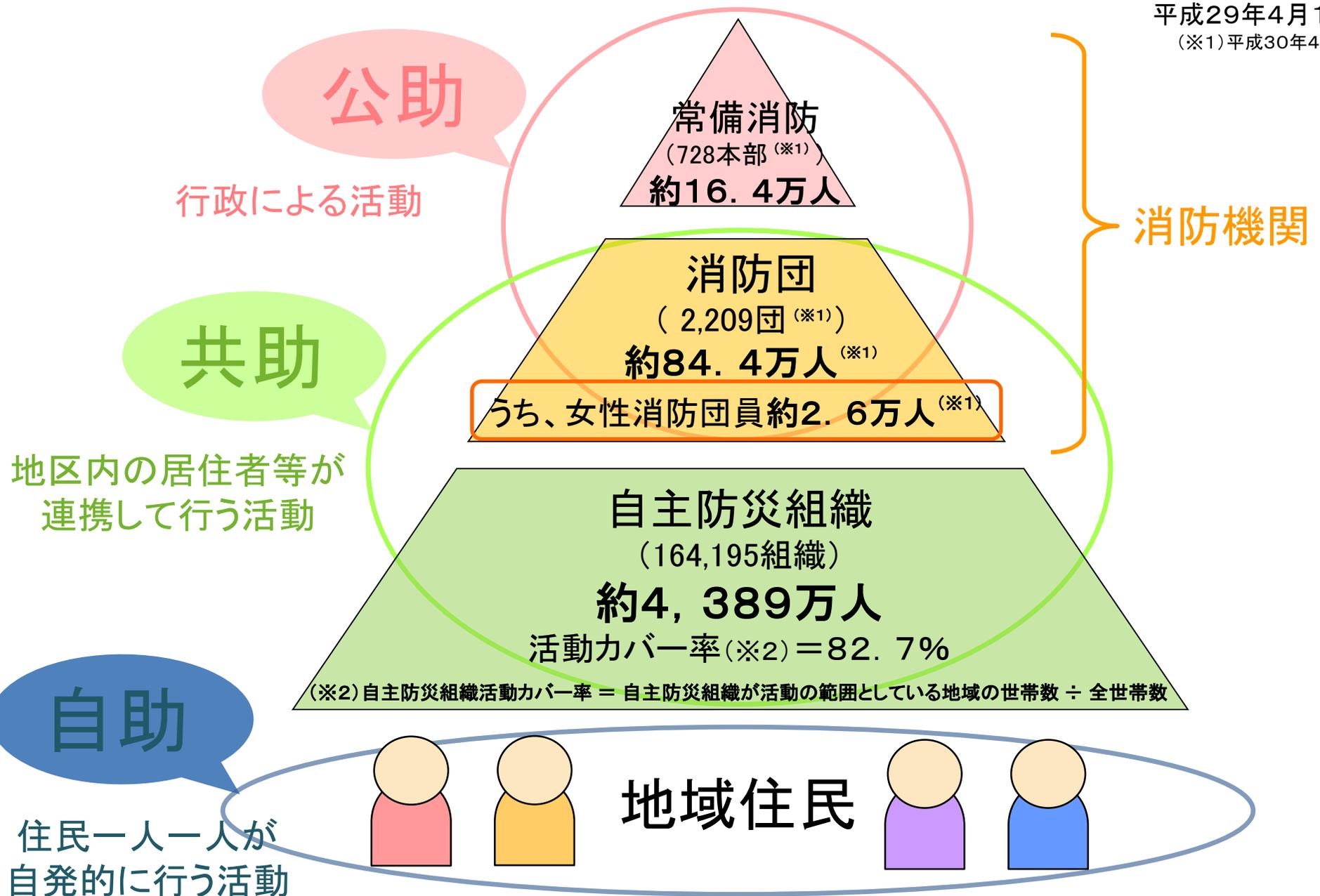
時間の推移



→急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口ダイヤル(#7119)を設置→9都府県、4市で実施(H30.10.1現在)

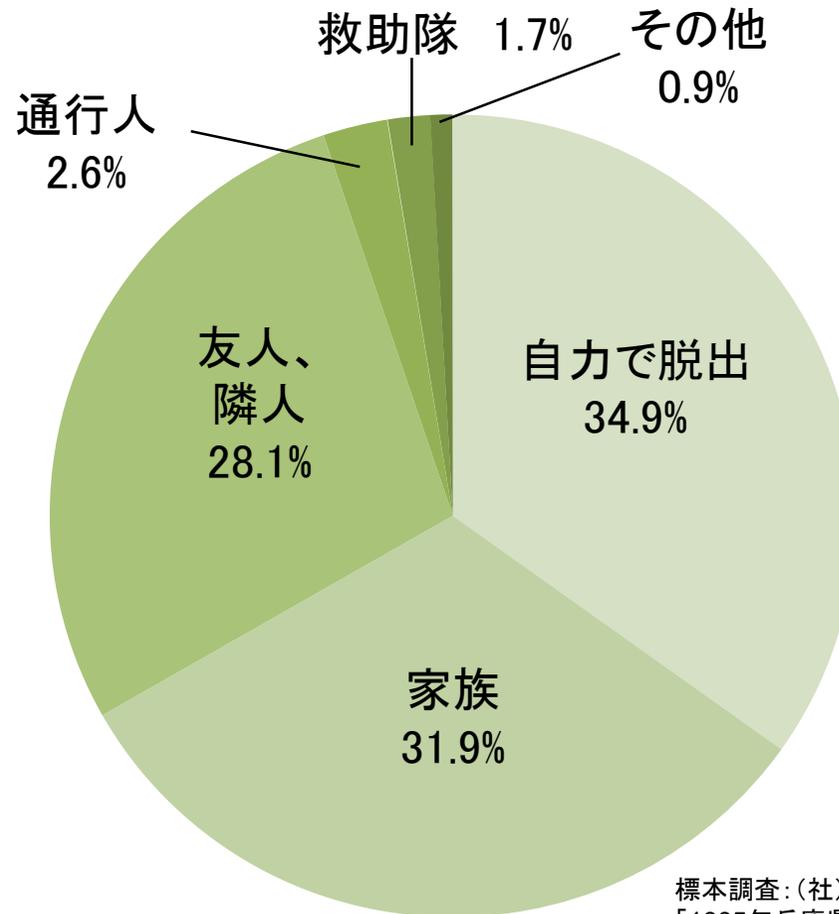
地域における消防防災体制

平成29年4月1日現在
(※1)平成30年4月1日現在



自助・共助の重要性

阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の主体



標本調査：(社)日本火災学会(1996)
「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書参照
(神戸市内(灘区・兵庫区・長田区・須磨区の計406世帯を対象)、標本調査)」

災害の被害の軽減のためには、自助・共助による防災活動が重要

消防団の現状

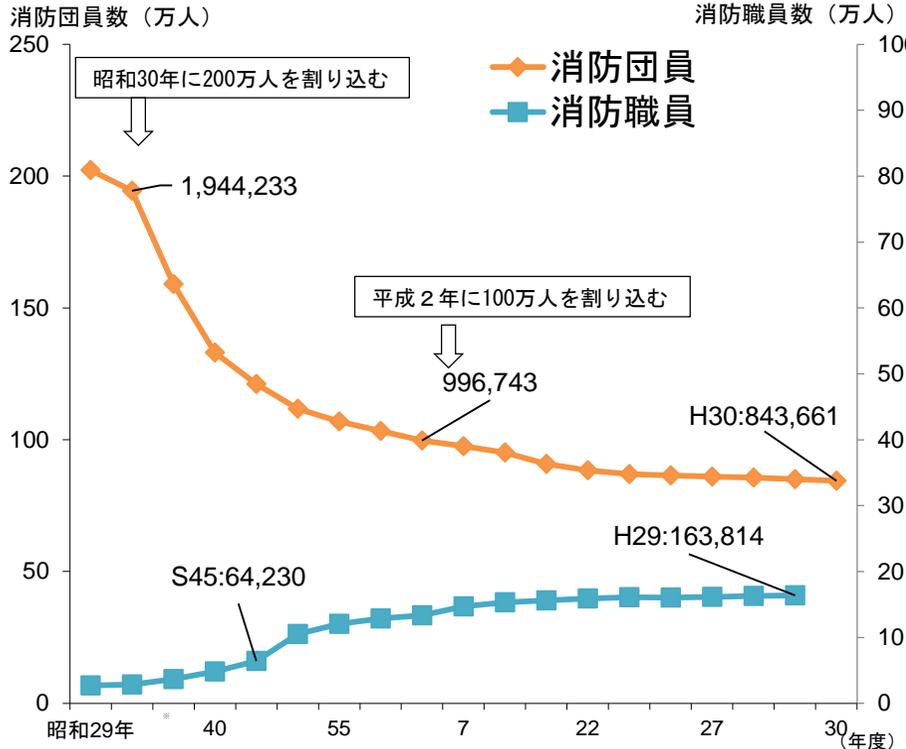
◆消防団の特質

- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員（一方で、ボランティアとしての性格も有する）
- 地域における消防防災の中核的存在（要員動員力・地域密着性・即時対応力）

1 消防団・消防団員の現況（平成30年4月1日現在）

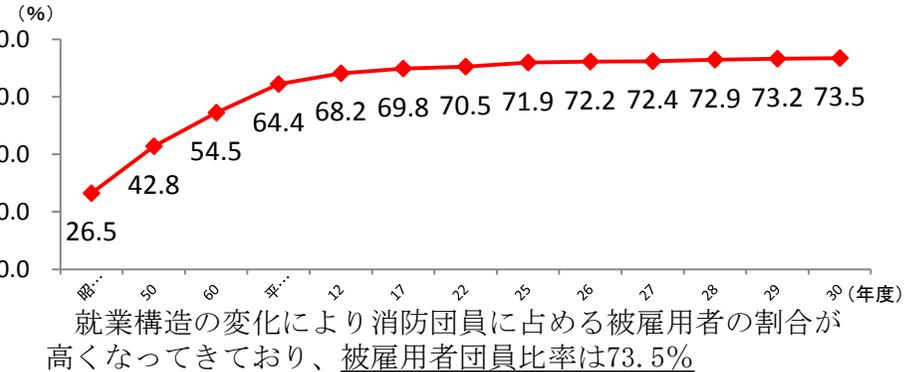
○消防団数:2,209団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,314分団 ○消防団員数:843,661人(前年度より6,670人減少)

2 消防職団員数の推移

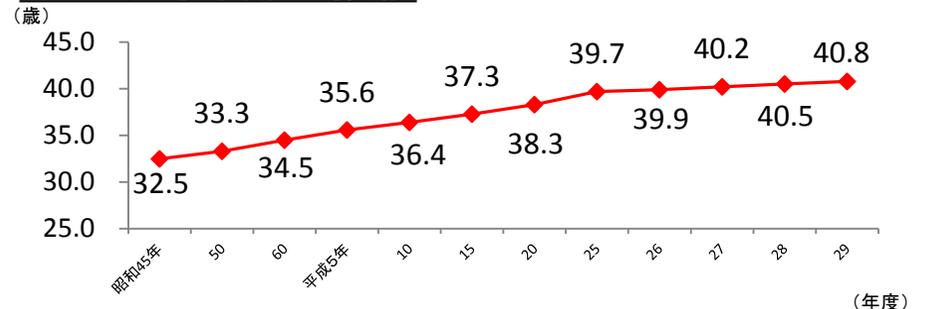


消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成30年4月1日現在で約84.4万人と一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移

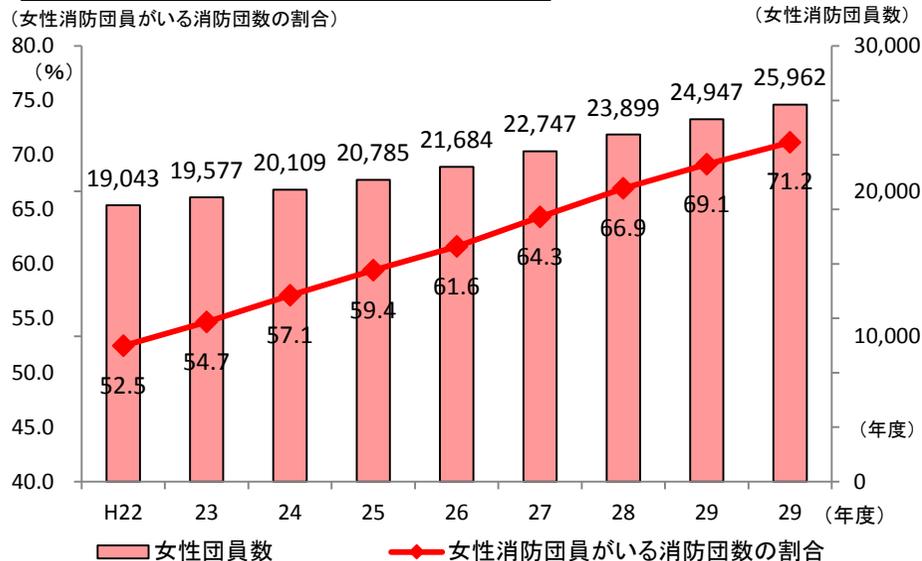


4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成29年4月1日現在で、40.8歳であり、一貫して上昇。

5 女性消防団員数の推移



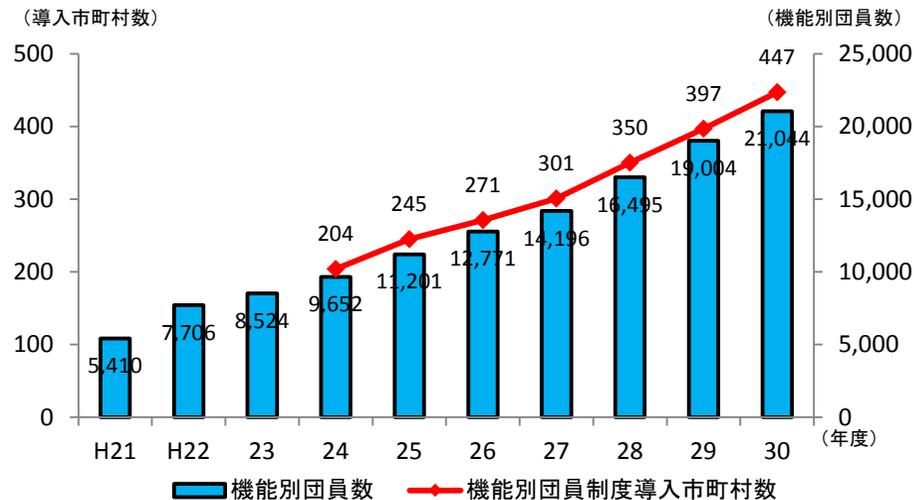
女性消防団員数は25,962人で全体の約3.1%であり、前年度より1,015人増加。女性消防団員数は年々増加

6 学生団員数の推移



学生（専門学校生を含む）の消防団員数は4,518人であり、前年度より523人増加。学生の消防団員数は年々増加

7 機能別団員数の推移



機能別団員数は21,044人で、前年度より2,040人の増加。機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加

8 消防庁の最近の取組

- 総務大臣所管を発出
- 学生消防団活動認証制度を推進
- 消防団協力事業所表示制度を推進
- 企業・大学等との連携による女性・若者消防団加入促進支援事業を推進

市町村の防災体制

- 東日本大震災以降、市町村の防災職員は、大幅に増加（H24:4,851人→H29:6,016人）
- 一般行政職に占める防災職員の割合は、全国平均で1%程度
- 専任の防災職員が0人の市町村は31.1%、その場合、防災業務は総務課の職員が兼務している場合が多い

＜市町村※における一般行政職員数及び防災職員数の状況＞ ※政令市を除く

平成24年4月1日時点		
一般行政職員数	防災職員数	一般行政職に占める防災職員の割合
544,463	4,851	0.89%
防災職員数	団体数	割合
0人	662	38.4%
1人～4人	668	38.8%
5人～9人	294	17.1%
10人～14人	62	3.6%
15人～19人	22	1.3%
20人～	14	0.8%
合計	1,722	100.0%



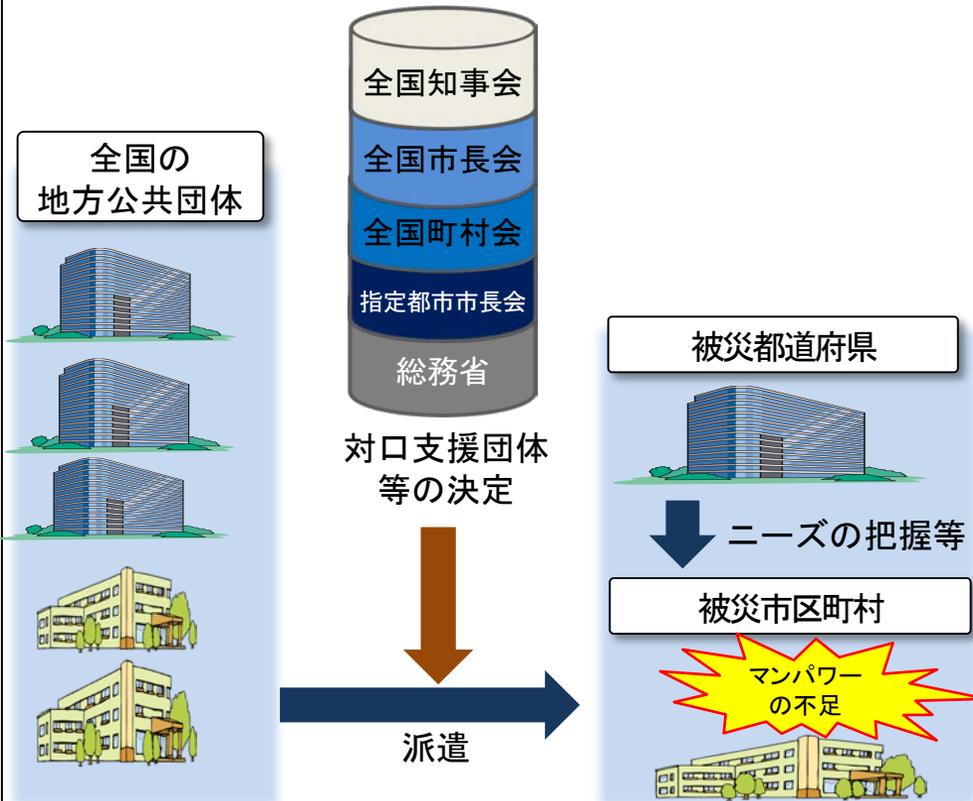
平成29年4月1日時点		
一般行政職員数	防災職員数	一般行政職に占める防災職員の割合
547,635	6,016	1.10%
防災職員数	団体数	割合
0人	536	31.1%
1人～4人	689	40.0%
5人～9人	360	20.9%
10人～14人	87	5.1%
15人～19人	27	1.6%
20人～	22	1.3%
合計	1,721	100.0%

536団体中
人口5万人
未満の団体が
97%
(521団体)

※ 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」より作成

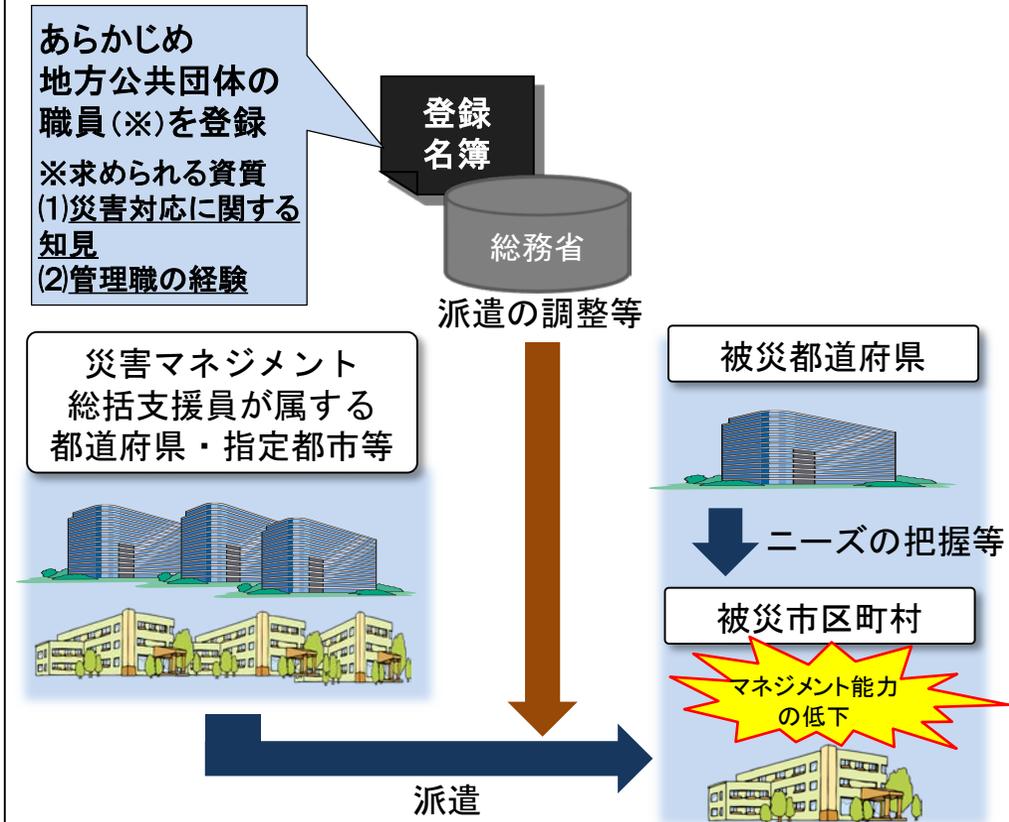
被災市区町村応援職員確保システム

①避難所運営や罹災証明書交付等の災害対応業務の支援(対口支援)



- 被災地域ブロック内を中心とした都道府県及び指定都市が原則として1対1で被災市区町村を担当し、応援職員を派遣する「対口(たいこう)支援方式」で支援を実施
- それでも応援職員が不足する場合には、全国の地方公共団体が派遣
- 都道府県は、区域内の市区町村と一体的に支援を行うことが原則

②災害マネジメントの支援(災害マネジメント総括支援員の派遣)



- 被災市区町村の首長への助言等を通じて災害マネジメントを総括的に支援
 - ※ 熊本地震において、災害対応経験のある幹部職員が被災団体に派遣され、マネジメント機能が抜本的に改善された事例等を参考
- 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省が管理する名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化
- 対口支援に伴い当該都道府県・指定都市等が派遣することが基本

【以下参考】

連携中枢都市圏の消防関連の事業

○ 連携中枢都市圏の都市圏ビジョンに消防関連の事業が位置付けられているところがある（平成30年9月現在）。

高梁川流域連携中枢都市圏（7市3町）
連携中枢都市：倉敷市
消防関連事業：重篤患者への救急医療体制の整備事業,備中地区消防相互支援事業（実施中）

広島広域都市圏（11市13町）
連携中枢都市：広島市
消防関連事業：救急相談センター事業（検討中）

下関市連携中枢都市圏（合併1市圏域）
連携中枢都市：下関市
消防関連事業：消防業務充実高度化事業,消防団充実強化事業,火災予防普及啓発事業（実施中）

北九州都市圏（6市11町）
連携中枢都市：北九州市
消防関連事業：消防指令業務の共同運用に係る調査研究事業（検討中）

久留米広域連携中枢都市圏（4市2町）
連携中枢都市：久留米市
消防関連事業：ドクターカー運行事業（検討中）

熊本連携中枢都市圏（5市10町2村）
連携中枢都市：熊本市
消防関連事業：消防業務の広域化（実施中）

みやざき共創都市圏（1市2町）
連携中枢都市：宮崎市
消防関連事業：広域消防運営事業（実施中）

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏（1市5町）
連携中枢都市：鳥取市
消防関連事業：ドクターカー導入検討事業（検討中）

石川中央都市圏（4市2町）
連携中枢都市：金沢市
消防関連事業：消防通信指令事務の共同（実施中）

岐阜連携都市圏（4市3町）
連携中枢都市：岐阜市
消防関連事業：消防業務の広域化（実施中）

しずおか中部連携中枢都市圏（5市2町）
連携中枢都市：静岡市
消防関連事業：火災調査の広域支援事業（実施中）

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（3市5町）
連携中枢都市：高松市
消防関連事業：香川県消防相互応援協定,高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定,消防業務の事務委託,救急艇の活用（実施中）

松山圏域（3市3町）
連携中枢都市：松山市
消防関連事業：複合防災拠点施設・消防活動拠点施設の整備に関する調査研究,救急医療の適正利用,救急ワークステーションの活用（一部実施中）

大分都市広域圏（7市1町）
連携中枢都市：大分市
消防関連事業：救急搬送態勢の連携強化の推進（検討中）



消防を取り巻く「変化」① ～ 変化・多様化する災害 その1 ～

● 風水害の多発化、大規模化、激甚化

・近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、**大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じている**

- 土砂災害（H26年広島土砂災害）
- 浸水被害（H27年関東・東北豪雨）
- 中小河川の氾濫（H28年台風第10号災害）
- 流木被害（H29年九州北部豪雨）



(出典) 内閣府提供



(出典) 内閣府水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ（報告書）



(出典) 岩泉町提供



(出典) 国土地理院

● 大雨発生数の増加

- ・アメダスで観測された1時間降水量50mm以上の観測回数は、増加傾向であり、**雨の降り方が局地化・集中化・激甚化**
- ・平成26年広島土砂災害、平成29年九州北部豪雨ではバックビルディング形成による線状降水帯の豪雨が発生

● 台風の進路等の変化

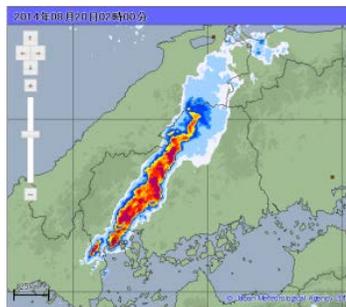
- ・**台風の進路の変化、台風の巨大化、勢力を維持・強化しながらの北上**

○ 1時間降水量50mm以上の年間観測回数



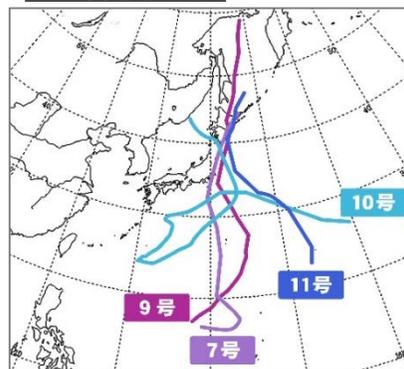
※ 統計期間は1976～2013年

(出典) 気象庁「地球温暖化予測情報第8巻」



↑ 線状降水帯の発生例
(平成26年8月広島土砂災害)

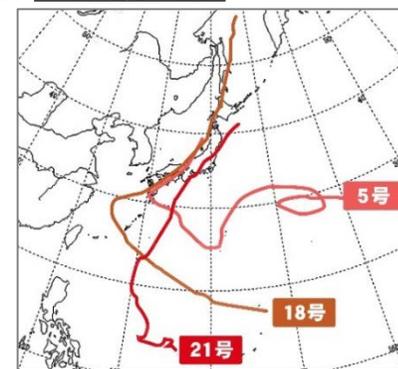
○ H28年台風の進路



7号、9号、11号
年間に3つの台風が北海道に上陸
(1951年統計開始後初)

10号
東北地方太平洋側に上陸
(1951年統計開始後初)

○ H29年台風の進路



5号
台風期間19日（1951年統計開始後最長タイ）

18号
九州、四国、本州、北海道に上陸

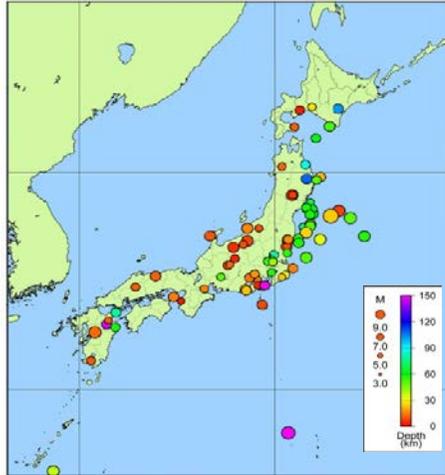
21号
超大型台風（強風域1,100km）で上陸
(1991年正式記録後初)

消防を取り巻く「変化」② ～ 変化・多様化する災害 その2 ～

● 各地で地震発生

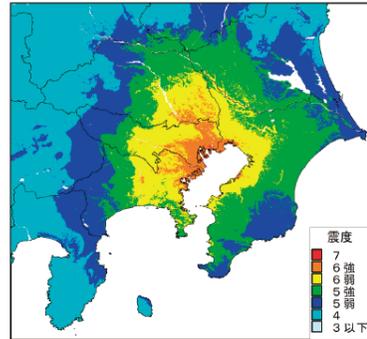
- これまで全国各地で地震が発生
- 首都直下地震 (M7クラス)、南海トラフ地震 (M8～9クラス) の発生が懸念

- 日本付近で発生した主な被害地震の震央分布 (H18～29年)

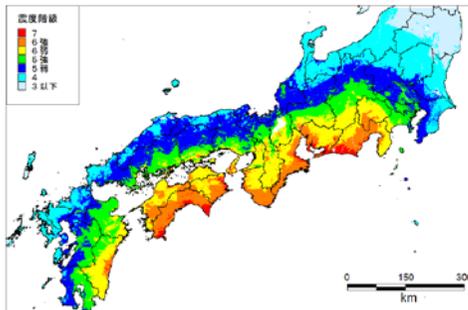


(出典) 気象庁

- 首都直下地震で想定される震度分布 (都心南部直下地震)

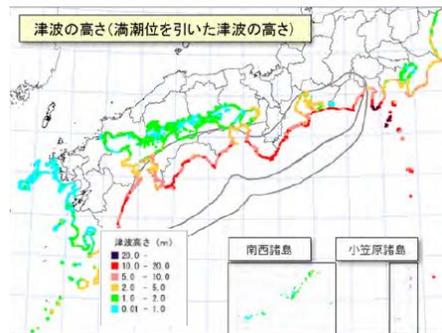


- 南海トラフ巨大地震で想定される最大クラス震度分布



(出典) 中央防災会議 首都直下地震検討WG報告、南海トラフ巨大地震対策検討WG報告

- 南海トラフ地震で想定される津波の高さ (「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定した場合)



● 火山噴火の懸念

- 日本は110の活火山 (全世界の0.7%) を有する世界有数の火山国で、全国各地に活火山が存在
- 近年、H23年新燃岳噴火、H26年御嶽山噴火、H27年口永良部島噴火、H28年阿蘇山噴火、H30年草津白根山噴火など多くの噴火が発生

- 日本の活火山分布図



(出典) 平成29年版防災白書

- H26年御嶽山噴火



(出典) 国土地理院

- H30年草津白根山噴火



(出典) 気象庁

多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害
死者 58名、行方不明者5名、
負傷者 69名 (H27年8月6日現在)

噴火実績が少ない草津白根山の本白根山で、平成30年1月23日9時59分頃に噴火が発生
死者 1名、負傷者11名

消防を取り巻く「変化」③ ～ 変化・多様化する災害 その3 ～

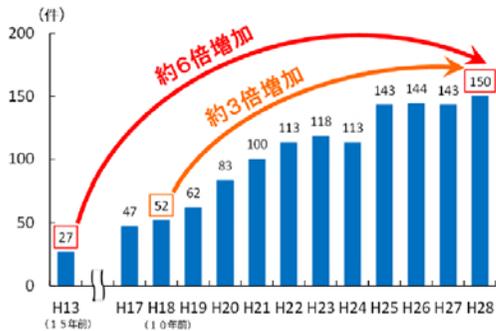
● 多様な火災の発生

- ・強風下の密集市街地火災、大規模倉庫火災、空き家多数地域火災など多様な火災が発生
- ・新たな構造の施設増加、空き家の増加、既存施設の老朽化等による火災の一層の多様化が懸念
- ・住宅火災による高齢者の死亡増加が懸念

● 社会資本・危険物施設の老朽化

- ・これまでに整備された各種のインフラ施設等の老朽化による事故の懸念
- ・一般住宅、防災拠点施設、危険性がある施設等について、地震に備えた耐震化等の事故防止対策が必要

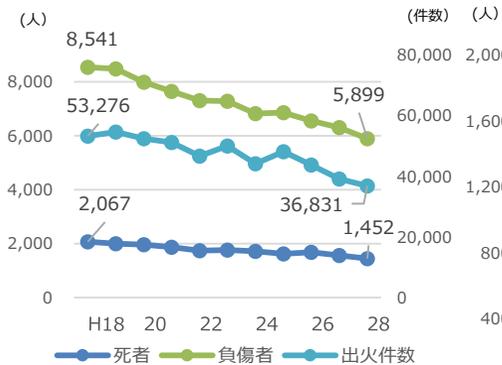
○ 延べ面積5万㎡以上の大規模倉庫※1の状況 ○ 種類別の空き家数の推移



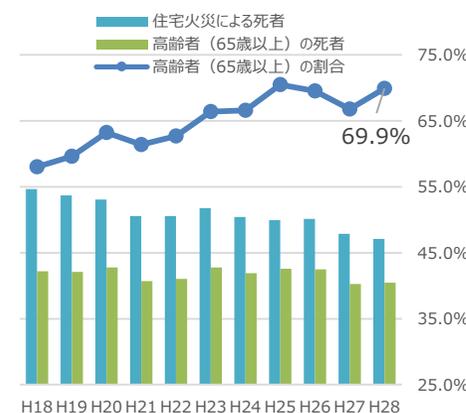
※1 消防法施行令別表第1(14)項に掲げる防火対象物
 ※2 防火対象物実態等調査により作成。各年度の調査基準日は前年度末(3月31日)時点

(出典) 防火対象物実態等調査

○ 住宅火災の件数および死者の推移 (放火自殺者等を除く)



(出典) 消防白書2017



○ インフラの老朽化



(出典) 国土交通白書2014

中央自動車道笹子トンネル天井板の落下事故の様子 (平成24年12月2日)



(出典) 国土交通省資料

○ 公共施設等の耐震化

公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害時には災害応急対策の拠点、避難場所・避難所等になるなど、重要な役割を担うことから、耐震化が急務

H28年熊本地震後の宇土市庁舎の様子



(出典) 宇土市HP

H28年熊本地震により天井が落下した校舎

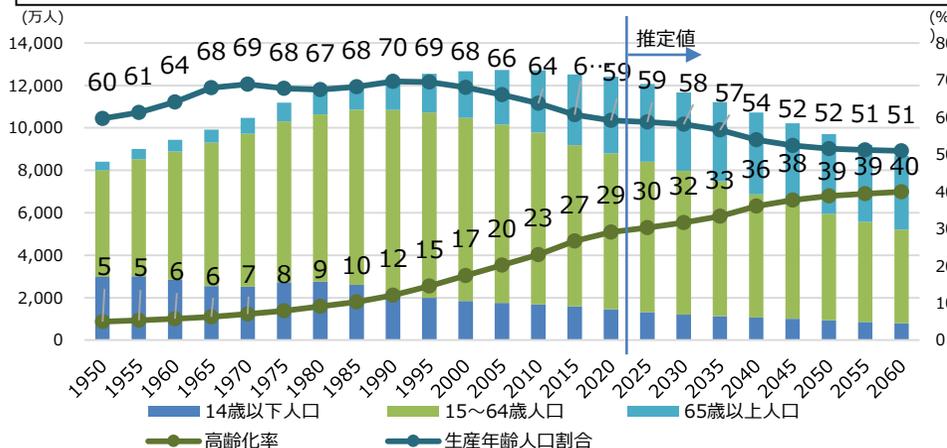


(出典) 文部科学省「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言 (概要)

消防を取り巻く「変化」④ ～ 社会全体の変化 その1 ～

● 人口減少・少子高齢化

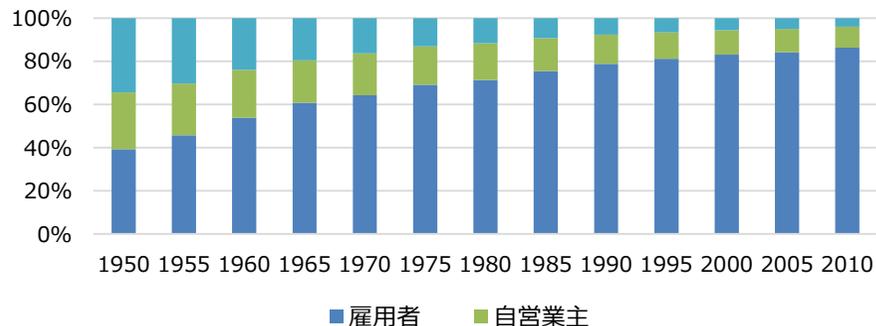
- ・近年の傾向のままでは、今後、人口減少、少子高齢化が急激に進行する見込み
- ・要支援者の増加、防災対策の担い手減少に備える対策が必要



(出典) 2015年までは総務省「国勢調査」(年齢不詳人口を除く)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)

● 雇用者人口の増加

- ・雇用者の増加、勤務地と居住地の分離、勤務地の遠隔化、平日昼間不在者の増加が進行
- ・24時間対応体制の確保が課題



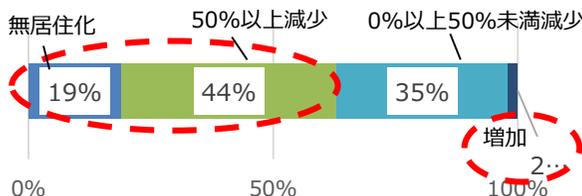
※ 役員は雇用者に、家庭内職者は自営業に含む

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集2017年改訂版 従業上の地域(3区分)別就業人口及び割合

● 地方部の過疎化・空洞化・高齢化と都市への人口集中

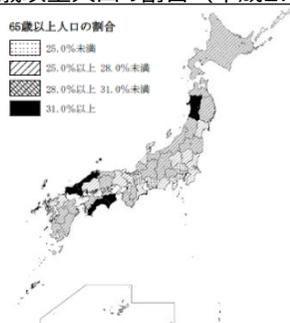
- ・人口減少、高齢化、過疎化が地方部で急激に進行し、都市部で人口が増加するなど、地域間で状況が異なることとなる見込み
- ・地域の状況に応じた対策が必要

○ 2010年を100とした場合の2050年の人口増減割合別の地点数



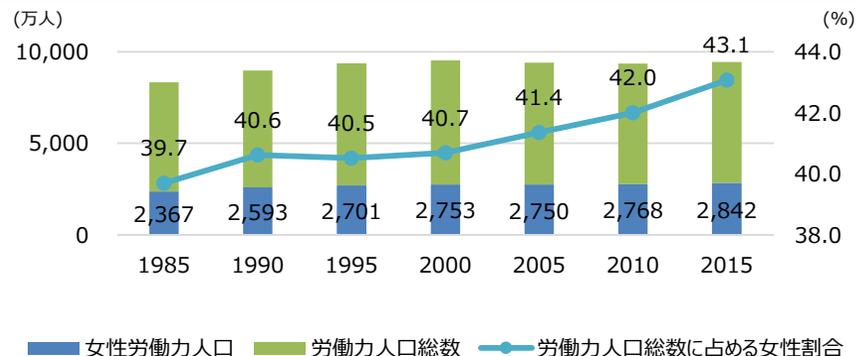
(出典) 国土交通省「国土のグランドデザイン2050(参考資料)」

○ 65歳以上人口の割合(平成27年)



● 様々な分野における女性の活躍

- ・消防防災活動の拡大多様化や平日昼間の対応体制等を考慮した女性の活動活発化、男女間の協力のあり方が課題



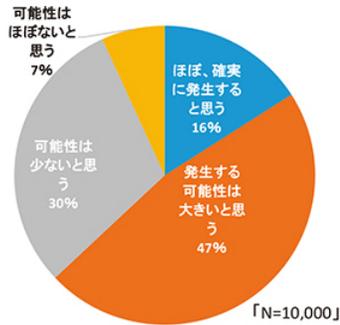
(出典) 厚生労働省「平成27年版働く女性の実情」、国土交通省「国土のグランドデザイン2050(参考資料)」

消防を取り巻く「変化」⑤ ～ 社会全体の変化 その2 ～

● 災害に対する人々の認識

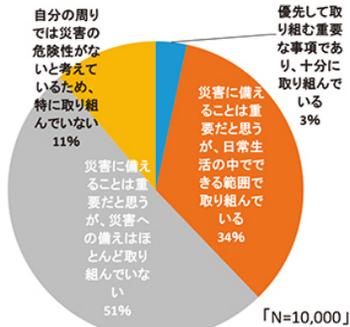
- ・大災害の発生の可能性が高いと感じている人は6割以上
- ・日常生活にて災害への備えをしていると回答した人は4割以下

災害への可能性に関する意識



(出典) 内閣府「日常における防災に関する意識や活動についての調査(平成28年5月)」

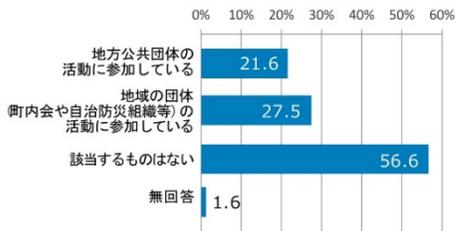
災害への備えの重要性



● 企業における防災の取組と地域

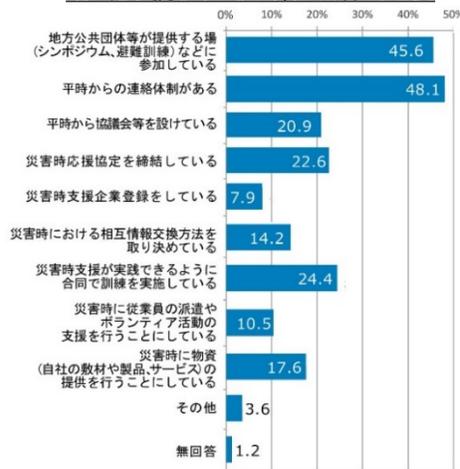
- ・防災に関し、**地方公共団体の活動に参加している企業は約2割**、**町内会等の活動に参加している企業は約3割**

○ リスクに備えるために地域と連携している企業



(出典) 内閣府「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査(平成28年3月)」

○ 地域と連携している企業の具体的な活動



● 最先端新技術の活用

(AI・VR・IoT・ロボット技術・ビッグデータ等)

- ・IoTでのデータ収集、多面的かつ時系列で蓄積されたビッグデータ、ドローンやロボット技術など、急速に発達する技術が消防防災分野でも活用可能

情報収集活動用ドローン



災害時のビッグデータ活用



(出典) 国土交通省

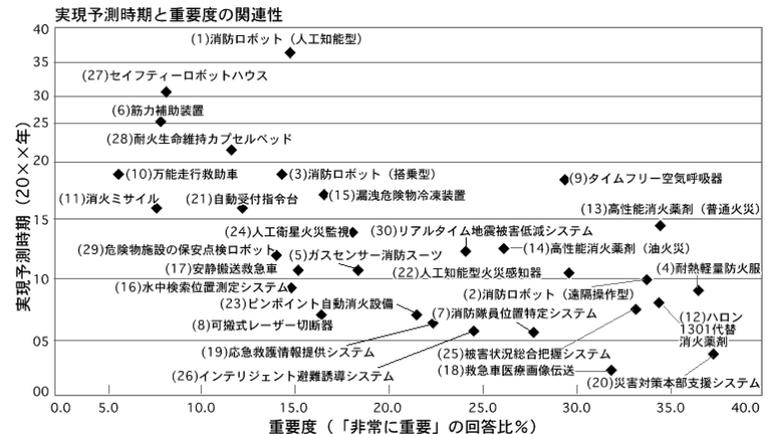


ボイストラの活用



消防ロボットシステムの開発

(参考) 自治体消防50年記念事業実行委員会「消防技術の将来予想調査」(平成10年6月)



消防を取り巻く「変化」⑥ ～ 社会全体の変化 その3 ～

● 各国でテロ等発生

- ・欧米諸国において、テロ組織の過激思想に影響を受けたテロリストによって引き起こされたとみられるテロ等が多数発生するなど、世界各地にテロの脅威が拡散
- ・特に、治安当局などのハードターゲットではなく、警備が比較的に緩いため**実行が容易なソフトターゲット(イベント会場、飲食店等)**が標的とされるテロ事案の発生が懸念
- ・H29年には、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが我が国上空を通過し、Jアラートによる情報伝達を行った事案(8月29日、9月15日)が発生

○ カブールにおける爆破テロ事件 (H29年5月31日)



(出典) AFP通信

○ マンチェスターにおける爆破テロ事件 (H29年5月22日)



(出典) BBC

○ ダッカにおける武装集団襲撃事件 (H28年7月1日)



(出典) 時事通信社

○ ボストンマラソン爆破事件 (H25年4月16日)



(出典) ロイター通信

○ 北朝鮮による弾道ミサイル等の発射事案 (H29年)

日付	発射の概要	場所	弾種	飛行距離
17.02.12	弾道ミサイル1発を発射	西岸・竜城(クソン)付近	固体燃料を使用した新型の地上発射型弾道ミサイル(推定)	約500km
17.03.06	弾道ミサイル4発を発射	西岸・東倉里(トンチャンリ)付近	スカッドER(推定)	約1,000km
17.03.22	弾道ミサイル1発を発射	元山(ウォンサン)付近	分析中	発射後数秒以内に爆発、失敗と推定
17.04.05	弾道ミサイル1発を発射	新浦(シンポ)付近	分析中	約80km
17.04.16	弾道ミサイル1発を発射	新浦(シンポ)付近	分析中	発射直後に爆発、失敗と推定
17.04.29	弾道ミサイル1発を発射	北倉(ククチャン)付近	分析中	約50km離れた内陸部に落下、失敗と推定
17.05.14	弾道ミサイル1発を発射	西岸・竜城(クソン)付近	IRBM級の新型弾道ミサイル(推定)	約800km
17.05.21	弾道ミサイル1発を発射	北倉(ククチャン)付近	新型弾道ミサイル(17.02.12と同型)(推定)	約500km
17.05.29	弾道ミサイル1発を発射	元山(ウォンサン)付近	スカッドを改良した新型弾道ミサイル(推定)	約400km
17.07.04	弾道ミサイル1発を発射	西岸・竜城(クソン)付近	ICBM級の新型弾道ミサイル(推定)	約900km
17.07.28	弾道ミサイル1発を発射	豊坪里(ムピョソニ)付近	ICBM級の新型弾道ミサイル(17.07.04と同型)(推定)	約1,000km
17.08.26	ミサイル又はロケットを複数発射	旗対嶺(キチリョソ)付近	分析中	約250km(韓国会合)
17.08.29	弾道ミサイル1発を発射	順安(スナン)付近	IRBM級の新型弾道ミサイル(17.05.14と同型)(推定)	約2,700km
17.09.15	弾道ミサイル1発を発射	順安(スナン)付近	IRBM級の新型弾道ミサイル(17.05.14及び08.29と同型)(推定)	約3,700km
17.11.29	弾道ミサイル1発を発射	平城(ピョソソソ)付近	ICBM級の新型弾道ミサイル(17.07.04及び07.28とは異なる型)(推定)	約1,000km

(出典) 防衛省HP

● 大規模イベントの開催

- ・大阪府でのG20サミット首脳会議やラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会といった国際的な大規模イベントの開催を控え、**テロ攻撃等への対処能力の向上が必要**

○ 近年の国民保護共同訓練(図上・実動)の実施状況(H30年度意向含む)

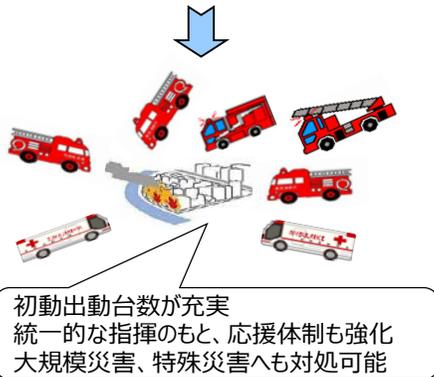
	団体数	都道府県	
		実施済	未実施
2年以内に実施済	42	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
2年未実施	3	京都府、島根県、広島県	
3年未実施	1	秋田県	
4年未実施	1	佐賀県	

※ 表中下線は、ラグビーWC, オリパラ開催都道府県で、H30年度に訓練を実施する予定の団体

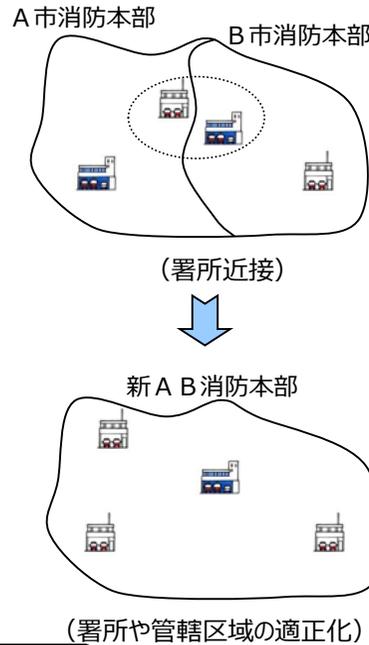
広域化のメリット

① 住民サービスの向上

1 初動の消防力、増援体制の充実

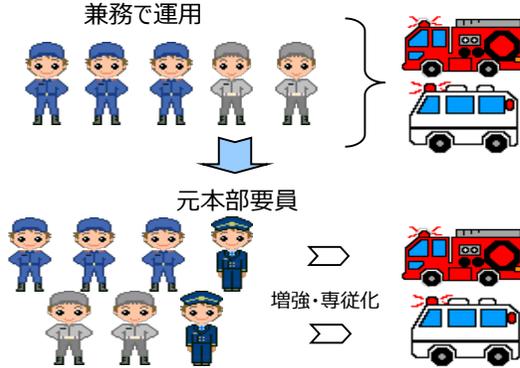


2 現場到着時間の短縮



② 人員配備の効率化と充実

1 現場要員の増強

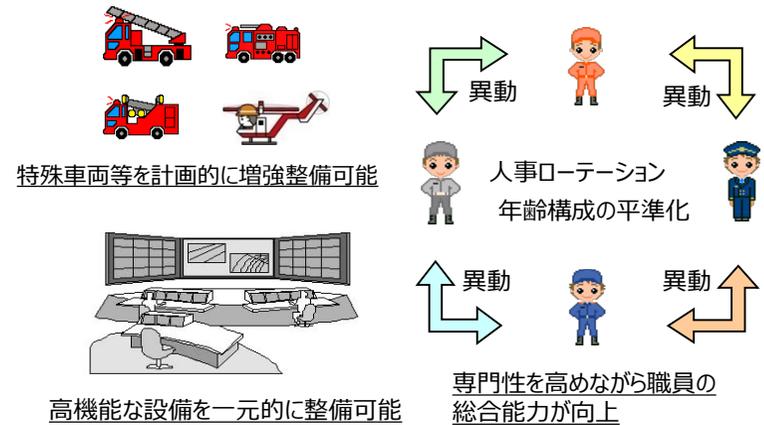


2 予防業務・救急業務の高度化・専門化

- 火災原因調査専従員の育成
- 査察・違反処理専門員の育成
- 救急救命士の育成

③ 消防体制の基盤の強化

1 高度な消防設備、施設等の整備



(例) 小田原市消防本部における広域化前後の効果の実例

- 火災初動対応（第一出動）時の広域化前後の出動車両数比較
- 救急出動における広域化前後の現場到着時間比較（H25年4～8月期）

火災発生地	出動車両数比較	
	出動車両台数	ポンプ車等
	広域化前	広域化後
松田町神山地区（建物火災）	6	10
小田原市曾比地区（その他火災）	6	10
小田原市栢山地区（建物火災）	6	10
南足柄市塚原地区（建物火災）	6	10

地区名	H24年(広域化前)	H25年(広域化後)	時間短縮効果
	平均所要時間 <覚知～到着>	平均所要時間 <覚知～到着>	
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
大井町西大井	10:18	8:05	△2:13

市町村の消防の広域化（平成30年度以降の方向性）

推進期限の延長

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効**な手段
→ 更なる進展が必要。**広域化の推進期限を延長**（財政支援措置も延長）

消防本部で実施する取組

- 「**消防力カード**」の作成
→ 消防力の**現状と分析**を**見える化**
〔項目例〕
 - ・現在の人口・今後の人口の見通し
 - ・消防車両数・整備率
 - ・現場到着時間
- **都道府県と連携し、今後の消防体制のあり方**を検討

都道府県で実施する取組

- 下記事項を実施し、**都道府県計画（推進計画）**を**再策定**
 - ・**リーダーシップ**を発揮し、**消防関係機関と緊密に連携**
 - ・これまでの**約10年間の取組の振り返り**
 - ・おおむね**10年程度先の消防体制の姿を展望**
- 全県一区**などの**将来の理想的な消防本部のあり方**を掲げつつ、**現実的な広域化の方策**を検討
- 直ちに広域化することが困難な場合でも、まずは**高機能消防指令センターの共同化**をはじめとした**消防の連携・協力**を目指す

消防庁で実施する取組

- 首長等**に対し、広域化の効果について**分かりやすく説明**
- 各都道府県等へ赴き**、広域化に向け**助言等**を実施
- 消防本部等へ**アドバイザー**を派遣し、広域化を実現するための**助言**を実施
- 大規模な高機能消防指令センターの運用**などの先進的な取組に対し、**モデル事業**を実施
- 広域化関連事業に対し、**所要の地方財政措置**を講じる。

延長期間の考え方

広域化の推進期限※を**延長し、平成36年4月1日**とする。

(考え方)

「**地域で消防体制のありかたについて話し合う1年間**」

+

「**実践期間としての5年間**」

前半（～7月頃）：消防力カード作成
後半（8月頃～）：都道府県内で消防体制のあり方について再検討

これまでと同様の**5年間**

〔**第I期 約7年間**〕
・周知 9か月
・計画策定 1年
・実践 5年

〔**第II期 約5年間**〕
・実践 5年

※ 推進期限内に広域化した場合、署所の設置、車両の整備等について特別な財政措置がある。

消防における応援（糸魚川大火について）

糸魚川市における大規模火災（平成28年12月22日出火）

【火災等状況】

○ 概要

フェーン現象に伴う強い南風により広範囲に延焼拡大した昭和51年の酒田市における大火以来40年ぶりの大規模な市街地火災

○ 日時

- ・ 出火 平成28年12月22日（木）10時20分頃
- ・ 鎮火 平成28年12月23日（金）16時30分

○ 出火原因 大型こんろの消し忘れ

○ 焼損棟数 147棟（全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟）

○ 焼失面積 約40,000㎡（被災エリア）

○ 負傷者 17人（一般人2人（軽症2人）、消防団員15人（中等症1人、軽症14人）



【3階建てのビルよりはるかに高い火柱】

糸魚川市大火を踏まえた相互応援協定に係る論点

○火災の連絡を受けた代表消防本部等が**応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動**できるような**応援協定に見直す必要がある**。

- ・ 糸魚川市における大規模火災では、火災発生後約1時間30分後に応援を要請するまで、応援なし
- ・ 応援協定見直し状況

27道府県（H28年12月14日時点）→34道府県（H30年4月1日時点）

○多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合、応援要請の連絡を受けた道府県又は代表消防本部等が、**応援調整を行う体制を構築**し、必要に応じて他の消防本部への**応援要請を代行**する必要がある。

- ・ 糸魚川市における大規模火災では、応援要請を受けた新潟市消防局が調整を実施
- ・ 体制構築道府県数

32道府県（H28年12月14日時点）→35道府県（H30年4月1日時点）

緊急消防援助隊

大規模な火災・事故・災害の場合

緊急消防援助隊

大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保

(平成30年4月1日現在登録状況 5,978隊)
→平成30年度末 6,000隊を目標

【創設の経緯等】

- ・ 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設
- ・ 平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

市町村長から連絡

被災県知事からの応援要請

消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動
(被害の程度により出動県を拡大)

・特に必要と認めるとき
・都道府県知事と連絡ができない場合

全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

○全国合同訓練

南海トラフ地震や首都直下地震のような国家的な非常災害の発生に備え、平成7年度から5年に1度実施。

平成27年11月13日・14日には、千葉県において約3,000人が参加して、第5回緊急消防援助隊全国合同訓練を実施。

○地域ブロック合同訓練

平成8年度から全国を6ブロックに分け、ブロック単位で毎年訓練を実施。平成30年度も各ブロックで訓練を実施予定。



緊急消防援助隊の出動実績

○発足から約20年間で、38回の出動

○内訳：地震災害17回、風水害（土砂災害を含む。）13回、
タンク・工場等火災3回、火山災害3回、列車事故1回、雪崩事故1回
＜緊急消防援助隊が出動した最近の災害＞

災害名	死者・ 行方不明者数	活動期間	活動日数	出動延べ隊数
長野県北部を震源とする地震	-	H26.11.23	1日	22隊
口之永良部島噴火災害	-	H27.5.29	1日	4隊
平成27年9月関東・東北豪雨	20名	H27.9.10～9.17	8日	572隊
平成28年熊本地震	259名	H28.4.14～4.27	14日	4,336隊
平成28年台風10号	29名	H28.8.31～9.9	10日	825隊
栃木県那須町での雪崩事故	8名	H29.3.27～3.28	2日	6隊
平成29年7月九州北部豪雨	42名	H29.7.5～7.25	21日	3,090隊
大分県中津市での土砂災害	6名	H30.4.11～4.14	4日	56隊
平成30年7月豪雨	221名	H30.7.6～7.31	26日	3,125隊
平成30年北海道胆振東部地震	41名	H30.9.6～9.10	5日	590隊

#7119 (救急安心センター事業)

概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

○救急相談

例) 緊急性の有無※¹、応急手当の方法、受診手段※²

○適切な医療機関を案内※³

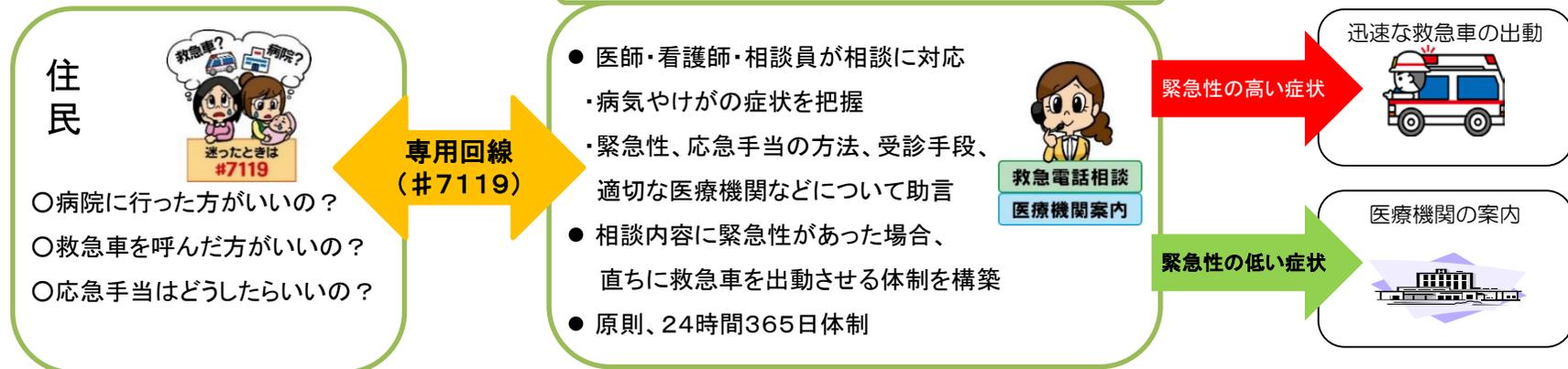
※¹ 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※² 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※³ 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

●実施団体数: 9都府県、4市(人口カバー率40.6%) ※平成30年10月1日現在

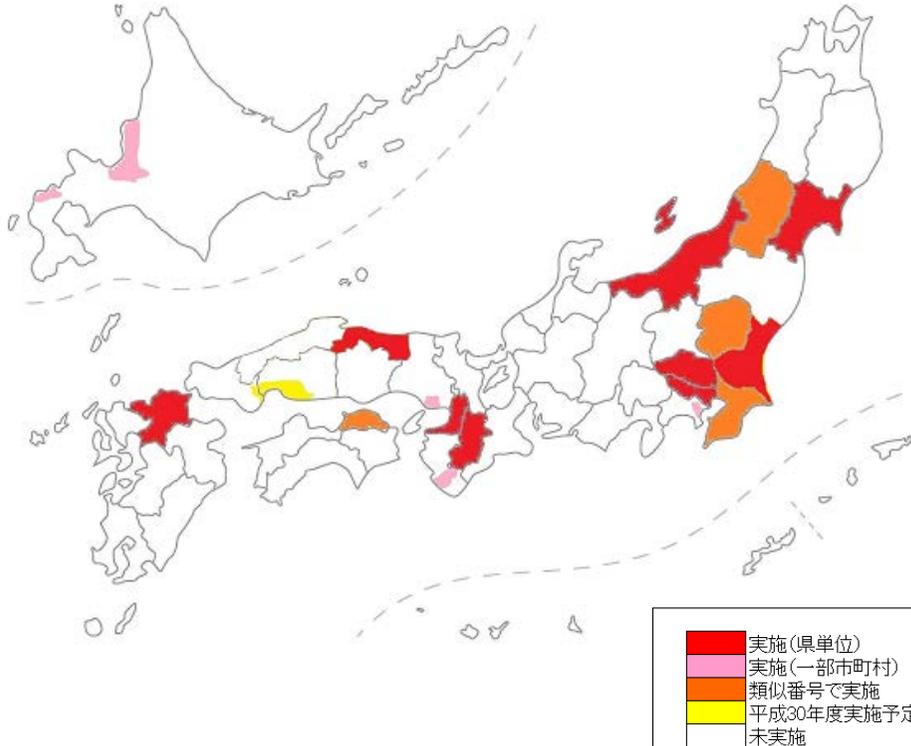
【イメージ図】



#7119（救急安心センター事業）の全国展開状況

普及状況と人口カバー率

平成30年10月1日現在



【実施団体】

都道府県全域

宮城県(約233万人) 茨城県(約291万人)
埼玉県(約727万人) 東京都(約1,352万人)
新潟県(約230万人)
大阪府内全市町村(約884万人)
奈良県(約136万人) 鳥取県(約57万人)
福岡県(約510万人)

※奈良県、福岡県については、事業の位置づけについて整理中

一部実施

札幌市周辺(約205万人)、横浜市(約372万人)
神戸市(154万人)、田辺市周辺(約9万人)

※人口は平成27年国勢調査による

国民の
『40.6%』

【#7119以外の番号で実施している団体】(県単位の実施)

山形県、栃木県、千葉県、香川県
※24時間体制ではない

【平成30年度以降、実施予定の団体】

広島市周辺

救急における応援・連携（搬送及び受入れの実施基準） ①

背景・経緯

平成18年及び平成19年に奈良県で、平成20年に東京都で発生した妊婦の救急搬送事案など、救急搬送において受入医療機関の選定が困難な事案が全国各地で発生



地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組み及び救急搬送・受入れの円滑な実施を図るためのルールが必要。

消防法改正（平成21年5月1日公布、同年10月30日施行）



- 各都道府県において、搬送・受入れに関する実施基準を策定
- 消防機関、医療機関は同基準を遵守・尊重
- 全都道府県において実施基準を策定済み

現状

- 全国的にみると、命に影響を及ぼすような緊急性の高い事案や、産科・周産期及び小児事案などについては、受入れ医療機関に何度も照会するケースが減少傾向にあり、現場での滞在時間が30分以上となるケースの割合は、増加傾向から横ばいあるいは減少傾向に転じている。
- 一方で、地域で見ると、現場滞在時間30分以上の事案の割合が相対的に高い地域も見られる。
- 一部の県では、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に受入医療機関を確保するため、メディカルコントロール指導医が受入医療機関のコーディネートを行っている。

実施基準（消防法第35条の5）

※ 実施基準（消防法第35条の5）とは

- ① 傷病者の状況に応じて適切な医療の提供が行われる 医療機関のリスト
- ② 消防機関が①のリストの中から搬送先を選定するための基準
- ③ 傷病者の状況を伝達するための基準
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に、受入医療機関を確保するための消防機関と医療機関の合意形成基準

① 医療機関のリスト(例)

傷病者の状況		医療機関のリスト	
緊急性	重篤(バイタルサイン等による)	A救命救急センター、B救命救急センター	
	脳卒中 疑い	t-PA適応疑い	B救命救急センター、D病院
		その他	C病院、E病院
	心筋梗塞(急性冠症候群)疑い	A救命救急センター、E病院	
	胸痛	A救命救急センター、B救命救急センター、D病院	
	外傷	多発外傷	A救命救急センター、B救命救急センター
		その他	C病院
...	...		
専門性	妊産婦	B救命救急センター、F病院、G病院	
	小児	B救命救急センター、J病院、K病院	
	開放骨折	B救命救急センター、H病院	
	
特殊性	急性アルコール中毒	C病院、D病院、E病院	
	

※ 上記の基準は例示であり、分類基準をどう設定するかは地域の実情に応じて決定されるものである

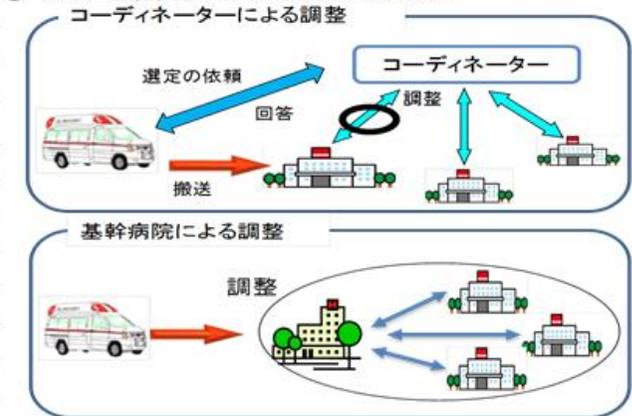
② 選定基準

- ・ 搬送時間が短い直近の医療機関選定を前提とし、医療機関の受入可否状況や傷病者のかかりつけ医療機関の有無等も考慮

③ 伝達基準

- ・ 医療機関リストの区分に該当すると判断した症状等の情報等について優先して伝達。

④ 受入医療機関を確保するための方策(例)



消防団の充実強化に向けた消防庁の最近の取組

【総務大臣書簡】

- 地方公共団体の長宛の書簡を发出し、大規模災害に限定して出動する「大規模災害団員」制度の導入促進や女性、学生、地方公務員等の入団促進、事業所・経済団体との連携の推進、消防団員の報酬改善等を働きかけ(平成30年1月)。
- 経済団体宛の書簡を发出し、従業員の入団や消防団活動をしやすい環境づくりなどについて働きかけ(平成30年1月～3月)

【学生消防団活動認証制度】

- 目的: 真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に、市町村が実績を認証することにより、就職活動を支援する。

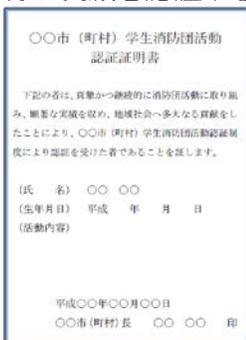
※ 266団体で導入済(H30.4時点)

● 認証対象者

- ① 1年以上の活動実績
- ② 在学中又は卒業後3年以内

● 制度概要

- ① 市町村長へ推薦依頼書を提出
- ② 「学生消防団活動認証状」及び「学生消防団活動認証証明書」を交付
- ③ 就職活動時に「学生消防団活動認証証明書」を企業等へ提出



「学生消防団活動認証証明書」

【企業・大学等との連携による女性・若者消防団加入促進支援事業】

- 概要: 企業や大学等と連携した女性や若者をはじめとした消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県、市町村から提案を受け、その中から他の地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択する。

● 事業規模 H30: 約1.2億円・36事業

● 事業例

- ・女性分団新規設置に関する事業
- ・事業所等における機能別分団設置に関する事業
- ・大学生の消防防災サークル活動を支援し、入団に結びつける事業 等

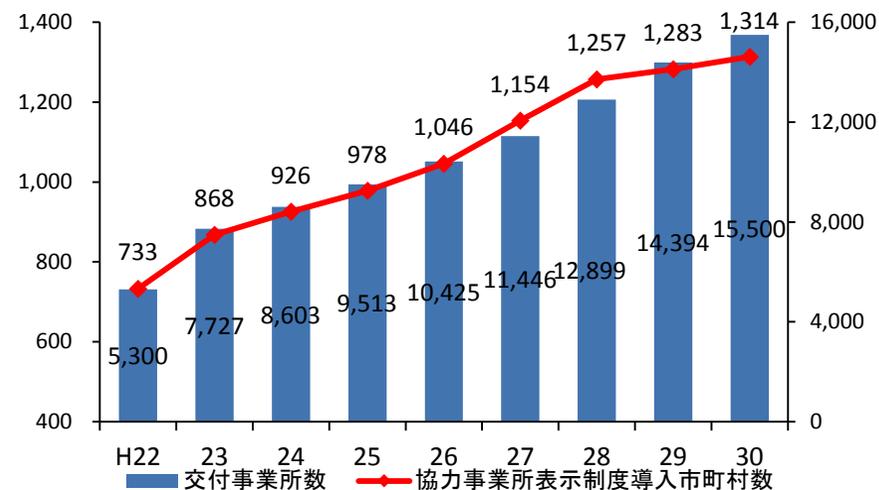
【消防団協力事業所表示制度】

- 制度概要と導入状況 (調査対象: 1,719市町村等) <H30.4.1現在>

- ・ 消防団協力事業所表示制度
従業員が消防団に相当数入団していたり、消防団に資機材等を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を顕彰する制度
- ・ 表示制度を導入している市町村: 1,314市町村(76.4%)
- ・ 消防団協力事業所数: 15,500事業所(市町村認定)、779事業所(消防庁認定)

制度導入市町村

市町村協力事業所数



● 自治体による支援策

- ・ 法人事業税の減税、入札参加資格の加点、知事感謝状の贈呈、中小企業制度融資等の支援策により、協力事業所を支援。
- ・ 29都道府県、318市町村で支援策を実施。

予防分野における応援②

違反是正支援アドバイザー制度

- 高度・専門的な立入検査や違反処理業務について、各地域における予防業務の実情に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要。
- 消防庁では、違反是正に関する知識・経験を有する大規模消防本部等の職員を「違反是正支援アドバイザー」として委嘱。
- 各消防本部からの依頼に基づき派遣を行い、違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援を実施。(平成22年度より実施)

根拠法令

消防組織法

第39条 第1項 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

アドバイザー派遣実績

- 違反是正支援アドバイザーの派遣数:99名(平成29年度)
- 平成29年度から全国違反是正支援アドバイザー及び都道府県違反是正支援アドバイザーを設置し、実施。(平成29年度:全国アドバイザー25本部、都道府県アドバイザー85本部)

<違反是正支援アドバイザー派遣数(実績)>

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣数(実績)	72名	90名	91名	93名	99名

課題

- アドバイザー本部の配置の地域的な偏り
 - ・全国アドバイザー本部については、関東・関西に集中。北海道、東北、四国では不在となっているエリアが多い。
 - ・都道府県アドバイザー本部については、平成29年度から運用を開始したこともあり、1つの道府県に2本部以上存在するものが依然として少ない。